

青梅市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム

令和3(2021)年度～令和7(2025)年度

令和3年3月

青梅市

1 目的

青梅市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム（以下「アクションプログラム」という。）は、青梅市耐震改修促進計画（以下「促進計画」という。）に定めた令和7年度末の住宅の耐震化の目標（耐震性が不十分なものをおおむね解消）を達成するため、意識啓発および情報提供を行うことにより、住宅の耐震化を図ることを目的とする。

2 計画の位置付け

アクションプログラムは、促進計画第3章「建築物の耐震診断および耐震改修の促進を図るための取組」にもとづき策定する。

3 対象区域

促進計画に定める目標の達成には、市内全域の耐震化の推進が必要であることから、市内全域を対象区域とする。

4 対象住宅

アクションプログラムの対象住宅は、原則として昭和56年5月31日以前の旧耐震基準で建築された対象区域内の住宅とする。

5 計画期間

アクションプログラムの計画期間は、令和3年度から令和7年度までとする。

なお、社会経済状況や関連計画の改定等に適切に対応するため、必要に応じて見直しを行う。

6 取組み内容

(1) 耐震化への意識啓発

ア 対象区域内に存する旧耐震基準の住宅所有者に対して、住宅の耐震化の意識啓発および情報提供を行うため、次の順で耐震化啓発のダイレクトメールを送付する。

(ア) 木造戸建て住宅

令和3年度から令和6年度まで

(1) 共同住宅、非木造戸建て住宅

令和7年度

イ 広報おうめ、市ホームページ、自治会回覧および出前講座等による啓発を行う。

(2) 改修事業者等の技術力向上等を図る取組み

改修事業者等への技術力向上を図る取組みおよび住宅所有者から改修事業者等への接触が容易となる取組みを行う。

(3) 耐震診断実施者に対する耐震化促進

市補助事業による耐震診断を行った住宅所有者に対し、診断終了時に耐震改修工事に向けた補助制度の説明等を行う。

また、耐震診断後一定期間経過しても耐震改修を行っていない住宅所有者に対して連絡を行い、補助制度の説明等を改めて実施することで耐震化を促す。

(4) その他

上記のほか、次の取組みを行う。

ア 定例相談会、なんでも相談会

イ 取組み実績に対する自己評価

7 関係団体との連携

アクションプログラムを総合的に推進するため、「青梅市住宅施策推進協議会※」をはじめとする関係団体と連携する。

8 実績の公表

アクションプログラムにもとづく取組の進捗状況および検証結果等は、市ホームページにより公表するものとする。

※住宅関連の民間事業者団体（6団体）と青梅市で構成され、定期的に市の住宅施策について協議および施策を展開している協議会。